

## 論文

## 江華島事件をめぐる日清交渉

## — 清末外交の二重性をめぐる —

張 天 恩

アブストラクト：江華島事件については、従来の研究は日韓交渉に重点を置いているが、同時に行われる日清交渉に関する研究が手薄である。李・森会談の成立過程、日本の動向と清国の対応など不明な点が少ない。さらに、清末中央政府と地方がパラレルに外交を行う二重外交体制は、日清交渉にどのように影響を及ぼしたか、言いかえれば、日清交渉がどのように外交制度とかわるのか、あまり注目されていない問題である。本稿では国内外の史料を利用して日清交渉の基本史実を明らかにする一方、日清交渉過程と清末の外交制度との関連を検討したい。

## はじめに

明治8年9月の江華島事件は、近代における日本の朝鮮に対する最初の武力行使であり、これをきっかけとした外交交渉が朝鮮の開国をもたらすことになった点でも両国の近代史上重要な事件である（鈴木淳 2002:63）。したがって、江華島事件をめぐるはかなり研究が重ねられてきた。しかし、先行研究は主に日韓交渉<sup>(1)</sup>に精力を注いだり、同時に行われた日清交渉に関する研究が不十分である<sup>(2)</sup>。一方、中国側は日

1998・中島昭三「江華島事件」『国学院法学』8 (3), 1970・広瀬靖子「江華島事件の周辺」『季刊国際政治』37, 1968などがあげられる。中国側の論著に、高偉濃「中日関於江華島事件的交渉兩個問題浅談」『朝鮮歴史研究論叢(一)』(延邊大学出版社, 1987)・王如絵「江華条約与清政府」『歴史研究』1, 1997・権赫秀「江華条約与清政府関係問題新論一兼与王如絵先生商榷」『史学集刊』4, 2007・王如絵「再論江華条約与清政府一兼答権赫秀先生」『東岳論叢』32(6), 2011, などがある。古典的な研究として田保橋潔の『近代日鮮関係史の研究』は江華島事件の勃発から日韓、日清交渉まで全体的にとらえた研究であり、現在でも参考に値するところが多いが、当時の限られた資料によって論じられたところは今再検討する余地がある(田保橋潔 1973:393-545)。そのほか、高橋秀直の論文も優れた研究で参考になるところが多いとはいえ、中国側の資料を十分に利用できないため、日清交渉の細部まで実証的に分析できなかった(高橋秀直 1998:45-110)。中島昭三の論文は江華島事件をめぐる日本国内情勢に力点が置かれており、日清交渉にあまり言及していない(中島昭三 1970:324-356)。広瀬靖子

- (1) 本稿では、朝鮮についての表記は、特別の注記がないかぎり、朝鮮と表記し、清韓関係、日韓交渉など固有の言い方は、田保橋潔など諸先学の表記を踏襲する。ただし、原史料の言葉にそって、「高麗」と表記する場合もある。
- (2) 例えば、田保橋潔『近代日鮮関係史の研究』上巻(原書房復刻, 1973)・彭沢周『明治初期日韓清関係の研究』(塙書房, 1969)・石井孝『明治初期の日本と東アジア』(有隣堂, 1982)・高橋秀直「江華条約と明治政府」『京都大学文学部研究紀要』37,

本との交渉の史料<sup>(3)</sup>が比較的数多く残っているとはいえ、これらの史料を駆使して全体的に日清交渉を捉える研究が見当たらない。中国側史料を日本側史料とつきあわせて分析すれば、日本の出方に対して、清朝がどのように対応したか、見えてくるであろう。そして、江華島事件をめぐる日清交渉及び日清両国の対応の分析を通して、日清交渉の内実のみならず、清末外交の制度的問題もある程度明らかにすることができるであろう。

江華島事件においては、朝鮮が紛争の中心にある。清国にとっては、日本が条約締結国、朝鮮が朝貢国であるがゆえに、日本との交渉は総理衙門を中心に行われ、朝鮮との文書往復は礼部を中心に行われることになっている。江華島事件をめぐる日清交渉において、総理衙門もさることながら、礼部、南洋大臣、北洋大臣、盛京將軍なども責任を持って役割分担することになり、担当部署がいっそう多岐にわたる。しか

の研究は江華島事件をめぐるイギリスの動向に重点を置いている（広瀬靖子 1968：23-40）。総じていえば、日本の国内政治状況と日韓交渉に焦点をあてることが日本側論著の特徴である。一方、中国側論著に関しては、日本側研究と比べると、質と量両方とも劣っている。基礎事実も明らかにしていないところが少なくない研究状況である。そのうえ、主たる関心が江華条約締結過程において朝鮮に対する中国の勧告がなされたかどうかであり、日清交渉の内実まで立ち入らなかった。

- (3) 例えば、『清季中日韓関係史料』、『光緒朝中日交渉史料』、『李鴻章全集』、『郭嵩燾日記』など。さらに、王元崇が1月26日総理衙門宛李鴻章書簡、日本側の李・森第一回会談日本語記録の中国語訳、第二回李・森会談英文記録の中国語訳を『近代史資料』126期で発表した。ただし、史料紹介だけにとどまり、日清交渉についての分析を行わなかった。

し、実態面では、南北洋大臣が地方における総理衙門の最高代表として対外交渉にあたる要素が見られるにもかかわらず、清朝の官制では、総理衙門と南北洋大臣とは統属関係ではない<sup>(4)</sup>。すなわち、清末中国の外交は、一元的ではなく、中央と地方がパラレルに外交を行う二重性がある。このような制度的問題に目をむけて、対外交渉における中央政府と外国との間の緩衝地帯としての地方の役割を重視すべきであろう。この視点からの先行研究としては、荻恵里子「甲申政変の收拾と清朝外政—日清交渉における総理衙門と北洋大臣李鴻章」（荻恵里子 2014：273-301）、同氏「北洋大臣の成立—1860年代の総理衙門と地方大官」（荻恵里子 2016：195-219）、張天恩「由日本対清外交看晚清外交二重性—以1885年天津条約事前交渉為中心」などがあげられる<sup>(5)</sup>。荻氏は「甲申政変の收拾と

- (4) 清朝の官制では、政務統一機関たる軍機処及び内閣と六部などの衙門との関係は平等であり、各省督撫將軍などは皇帝に直属し、内閣、六部などの中央官庁に対して統属関係がない。（臨時台湾旧慣調査会『清国行政法』汲古書院、1972、第1巻上、187-189頁、第1巻下、34頁）外政機関の場合、中央政府外政機関たる総理衙門と南北洋大臣など地方大官とは統属関係がない。（錢実甫『清代的外交機関』三聯書店、1959、187-188頁；吳福環『清季総理衙門研究（1861-1901）』新疆大学出版社、1995、32-37頁）王爾敏が実態面を重視し、南北洋大臣が総理衙門の統属下にあると主張した。（王爾敏「南北洋大臣之建置及其權力之擴張」『大陸雜誌』第20巻5期、1960、154頁）
- (5) 『中国近代外交の形成』第四部「外交をめぐる中央と地方」で、中華民国前期国内は分裂状況にあり、中央政府の実効支配能力の限界があるとはいえ、中央政府と地方が連絡をとりあいながら外交をおこなっており、単純に「分裂」と断じることには慎重であるべきだ、と川島真が指摘した。

清朝外政」で総理衙門と李鴻章との間に、意見の相違がそれほどないにもかかわらず、李鴻章がその相違を日本側に強調して見せていたと指摘した。さらに、荻氏は「北洋大臣の成立」において、総理衙門に対する北洋大臣の影響力の「内的要因」を、人的流れからして北洋大臣は総理衙門の出先機関で、中央から派遣される性格があることに求めたが、筆者は制度的要因より、むしろ個人的要素の影響が強いと思われる。たとえば、清朝外政に対する影響力に関して、三口通商大臣（のちの北洋大臣）であった崇厚や成林の影響力とのちの曾国藩、李鴻章のそれと比べると、明らかである。

本稿は江華島事件をめぐる日清交渉において、総理衙門、南北洋大臣など多数の外交機構がどのような関係のもとに對外交渉を行ったか、清末外交の二重性という制度的問題が對外交渉に支障をもたらしたかどうか、という問題について考察を試みたい。そのうえで、中央と地方が一枚岩の関係にあるとはとてもいえないことから<sup>(6)</sup>、パラレルに外交を行う中央と地方

(川島真『中国近代外交の形成』名古屋大学出版会、2004、426-547頁) 民国時代をあつかう研究といっても、示唆に富んでいる。このような視点から、清末外交において中央と地方との関係を検証することも有意義である。

(6) 中央政府に対する地方官の立場に関しては、「制度上絶大な権力を揮う皇帝、及び皇帝を直接に補佐する最高の政務統一機関たる軍機処に対して極めて地位の不安定な地方大官としての立場が、広東欽差大臣をして、官僚機構における北京と現地との位置の差をたえず意識させる。従ってその北京への報告には、事実を歪曲して真相を伝えないという傾向が常にみられた。このことは、外国との紛糾摩擦が起こった場合にその程度を著しく増大させた」と坂野正高が指摘した。(坂野正高

との協力関係及び対外理念の相違による対立関係に注目したい。

## 1 江華島事件の勃発と日清両国の対応

### (1) 江華島事件による東アジア情勢の緊張と清国の対応

1875年マーガリー事件を機に展開されたイギリス公使の高圧的交渉、ロシアに対抗して新疆回復をめざす左宗棠の西北への遠征などが同時に行われ、江華島事件をめぐる東アジア情勢が緊張を極めていた。江華島事件に際して、清英のロシアに対する警戒、日露が連合して朝鮮を攻撃することに対する危惧などによって、東アジア情勢の緊張が一層高まった<sup>(7)</sup>。意図的にせよ、無意識的にせよ、地方大官やイギリス駐清公使ウェード(Thomas Francis Wade)など各方面からのロシアに関する情報は根も葉もない架空の話が多い(『清季中日韓関係史料』2巻: 300, 302)。しかし、マーガリー事件交渉の最中、たとえ架空だとしても、それらの情報は新疆問題などを抱える清国の国内情勢とあいまって、「英清関係、日清関係に微妙に影響を及ぼした」と思われる(広瀬靖子 1968: 29; 石井孝 1982: 317)。一方、総理衙門は盛京將軍、吉林將軍、黒龍江將軍と情報を共有しながら、ロシアの脅

「『総理衙門』設立の背景(一)」『国際法外交雑誌』51(4)、1952、36頁)なお、同氏「外交交渉における清末官人の行動様式(一)」『国際法外交雑誌』48(4)、1949

(7) July 20, 1875. Sir H. Parkes to the Earl of Derby. British Documents on Foreign Affairs. part I. vol.1. pp39. 西洋諸国の中に、特にイギリス駐日公使パークスがロシアの動向を警戒しながら、精力的に活動した。

威に備えた<sup>(8)</sup>。総理衙門が中央政府の外政機関として、各地方官僚の協力のもと、情報を収集し、対策を講じたことは明らかである。

## (2) 日本政府の交渉方針と森公使の渡清

江華島事件が発生するや、参議木戸孝允が明治8年10月8日三條実美太政大臣に建議書を提出して、朝鮮問題の処理の際、清韓宗属関係を重視し、まず清国に対して宗主国として責任を問い、清国政府が朝鮮国政府の行為について責任を負うことを拒絶した場合に、初めて日本政府の自由行動が許されることを主張した(『大日本外交文書』8巻：124-125)<sup>(9)</sup>。木戸の方策はのちに森有礼の駐清特命全権公使任命に具体化された(中島昭三1970：341)。

明治8年11月7日三條太政大臣は森有礼を自宅に招致して、政府の対韓方針を伝え、さらに進んで、「清国は朝鮮の隣国にして交際亦熟せり、故に公使を北京に出し、事起の日、清国をして之を援くること能はざらしめ、又且日清兩國の交誼を全くするの事に任せしめんとす、今其人を選ぶに足下に若くはなし、因りて先づ之を内諭す、もし見る所あらば之を陳述せよ」<sup>(10)</sup>と内命した(田保橋潔1973：515-516)。そののち、森有礼が対清交渉意見書で「朝鮮ヲ一ノ独立国ト視認メ、清国政府ヲシテ隣国ノ交誼ニ

由り、之二論サシムルニ」と建言した(『新修森有礼全集』1巻：173-174)。三條の内命と森公使の意見書から、平和的交渉に主眼を置き、清韓宗属関係を否定し、朝鮮を独立国として認めるという日本政府の方針がうかがえる。

森公使が北京に到着したのは1月4日である。森公使の到着前、『申報』に「19日森公使が烟台から上陸し、陸路で北京に赴くという。消息筋によると、眞冬の嚴寒風雪をものともせず、命を奉じて来華したのは、きつと要務を負っているからだと言う。なお、朝鮮国王が中国に使節を遣わし、日本の威圧に対抗すべく、軍事援助を求めたという風説もあった。おそらく森公使の来華はそのためであろう」(日本公使十九日燕台登岸、取陸路前赴北京。論者謂現正隆冬之際、北地苦寒而公使奉命出疆、不避風饑雪虐、自必為要事来也。現已伝高麗王業経遣使来華、請中国調兵駐高以為抵禦日師之計。是則日公使之来殆即為此事歟)(『申報』1875年12月24日)という記事が掲載された。それに、12月5日李鴻章が総理衙門宛書簡で森公使の動静についての情報を上海、天津海関道台から入手したと報告した。しかも、李鴻章はアメリカ領事ベシック(William N. Pethick)から森公使がかつてアメリカに渡ったことがあり、今回の使命は中国に日韓紛争の調停をしてもらうことだと聞いた。李鴻章がアメリカ領事に「朝鮮は中国の属国であるけれども、一向に其内政に干渉しない。条約に『所屬邦土を互いに侵略すべからず』と載せられているから、朝鮮をして強引に日本と条約を結ばせることはできず、日本に条約を遵守させて兵を起こすべからずと伝えるしかできない」(鴻章告以高麗雖我属邦、向不干預其国政、且条約載明彼此所屬邦土不可侵越、中国只有勸日本不可違約

(8) 総理衙門と盛京將軍、吉林將軍との書簡のやり取りは、『清季中日韓関係史料』第2巻、297-298、300-301、302-303、306、308頁などに見られる。以下に『中日韓』と略す。

(9) 以下、『外交文書』と略す。

(10) 森公使使清日記(品川出帆前之部)。森公使の「使清日記」第1巻は現在散逸したので、田保橋氏の『近代日鮮関係史の研究』から引用する。

興兵、不便令高麗必與議和) (『李鴻章全集』31冊:327-328) と意思を伝達した。さらに、1月18日李鴻章が日本側の動きについて総理衙門に書簡を差し出し、「福建省兵船揚武号提督の報告によると、中国練習船が長崎に到着したことを日本人が察知すると、日本全国が懐疑的な空気に覆われた。日本駐在イギリス公使パークス (Sir Harry Smith Parkes) が薩摩に駆けつけて情報を探知してきた。揚武号の至るところ、清国居留民が国力の海外に及ぶことを誇りと思い、喜んでそれを迎えた。かつ、日本国内で朝鮮との紛争を戦争に訴えるかどうか、賛否両論である」<sup>(11)</sup>と報告した。これらの情報より江華島事件による東アジアの不安定な情勢が読み取れる。

1月5日、到着の翌日、森公使がイギリス駐清公使ウェードを訪問し、清国との交渉における援助を依頼したが、ウェードは婉曲に断った (『外交文書』9巻:140)。1月11日ロシア公使ブッフ (Eugene de Butzow) が森公使を訪問し、日韓紛争をめぐる日清交渉に相当関心を示した (『外交文書』9巻:162)。清国駐在鄭永寧臨時代理公使は寺島外務卿宛報告で、「各国公使之口気は、彼 (朝鮮一筆者注、以下同) 既に砲を開き罪を得たれば、貴国政府は即ち之を問ふの名有り。誠に一拳以て開通之功を収めは、欧米之船将来朝鮮に至るも、其賜を受る多々」 (『外交文書』8巻:137) と欧米各国公使の動機を推測した。

(11) 筆者の要約である。「提督蔡国祥稟稱、揚武練船始到日本長崎、見其官民惶悚、拳国驚疑」「駐日本之英国巴夏礼、由日都趕至殺芝麻会見、談及一切、縁巴夏礼在日本教習兵法、想是著其到 (ママ) 探実情也」「各港之華商、一見揚武船至、歡声遍道、咸頌我国沢敷遠民」「以後或和或戰、未敢懸猜」 (『清季中日韓關係史料』第2巻、296頁)

## 2 森公使の対清交渉と清国の対応

### (1) 総理衙門との交渉の難航及び森公使の李鴻章と会談の要望

1月10日森有礼公使は、書記官鄭永寧など随員を従えて総理衙門を訪問した。森公使はまず覚書を提出して、日韓国交樹立交渉の停頓及び江華島事件発生の大要を述べ、日本国政府の対韓方針を説明した。この覚書に対して、総理衙門が「貴国ノ船高麗ノ江華ニ至リ、淡水ヲ需メントスルニ岸上ノ砲台ヨリ砲ヲ開キ、攻撃セシヲ以テ現今貴国ヨリ官員ヲ彼地ヘ差遣ワサルル、其意ハ和好ニ在リトノ趣ヲ述ラレタリ、然ルニ此事ハ前月貴国署大臣鄭ヨリノ書函ヲ接收シ、海辺ヲ測量シ此事出来スト報セラレシヲ承知シ、諸新聞紙ニモ屢々申述有之」 (『外交文書』9巻:140)、と森公使覚書と鄭代理公使書簡との相違を指摘したが、日本側はそれに対して説明しなかったようである。なお、12月15日付け森公使の三條太政大臣、寺島宗則外務卿等宛書簡によると、森公使は12日芝罘に到着後、天津池田寛治副領事、高尾書記官の話を聞いて初めて鄭代理公使が「曾テ外務省ヨリノ前件電報ヲ接シ、其電報ノママヲ抄取シ清国政府ニ通知シタル事」 (『新修森有礼全集』1巻:192) を知った。この経緯を考えると、森公使と鄭書記官との間に、十分な意思疎通がなされなかったといえよう。

総理衙門との会談で、森公使はまず清韓宗属関係を提起し、首席大臣沈桂芬との間に応答が行われた。沈桂芬は森公使の質問に対して、朝鮮国は礼部所管で、総理衙門は属邦礼典の詳細を知らずと前置きして、朝鮮国の政教禁令は一切その自主に任じ、外交の如きもその自由に委任して、関係せずと明答した。沈桂芬が伝統的

属国論をあくまで主張し、清韓宗属関係に関する議論は結末を告げるところがなかった<sup>(12)</sup>。

総理衙門との会談で期待する目的が達成されず、総理衙門が朝鮮の行為に対して責任を負うかどうか、全く要領を得なかった<sup>(13)</sup>。1月11日森公使が「鄭書記官ニ内意ヲ含メ他事ニ託シテ総署ヘ遣シ、総弁周家楣ヘ面談ノ序、彼カ内情ノ如何ヲ令探索且清政府ヨリ使ヲ朝鮮ヘ遣シ我辦理大臣ヲ款接シテ必ス日韓ノ隣交ヲ成全スル様ニ論」すという方策を講じた。同日午後、日本の新年を慶賀するため、大学士寶璽、成林及び夏家鏞三名が来た際、「我ヨリ談掛ケ候ハ、本月半我辦理大臣舟ヲ發シ、韓ニ赴カル筈ニ付、当地ヨリ盛京ヲ経テ朝鮮都城ヘ達スル迄ノ貴衙門護照ヲ發給有之度、將又直隸總督李中堂ヘ本国伊達大久保等大臣ヨリノ寄語有之、及本大臣も一謁ヲ渴望居候処、船遅シテ、津ニ入ル能ハス、未タ所願ヲ遂ケス、因テ近日ノ保定府ヘ赴キ、李中堂ヘ一見セント欲ス、希クハ貴大臣ヨリ預メ書ヲ李中堂ヘ致シ、其可否ヲ定メ給ハハ大幸也」(『外交文書』9巻：141-142)、と森公使が要望を伝えた。これは森公使による本格的交渉前の清朝官僚への根回しだと言ってもよい。

1月13日森公使が要望を公式書簡で再び総理衙門に申し入れた。この書簡は、李鴻章との会談の要望と朝鮮への護照を請求することを中心

(12)『近代日鮮関係の研究』上巻、524-526頁を参照。

(13)『近代日鮮関係の研究』、527頁。1月20日寺島外務卿宛書簡で森公使が「彼等憤発ノ気色ナク、亦更ニ朝鮮ノ禍福ニ意ヲ注クノ状ヲ顕ワサス、思フニ是レ支那内部不治ノ形勢、他ヲ顧ルノ余力無キニ帰ス」と中国側が朝鮮のために武力行使できる余力がない実情を看破した。(『大日本外交文書』第9巻、164頁；石井孝『明治初期の日本と東アジア』、336頁)

とする(『中日韓』2巻：266-267)。森公使が李鴻章との会談を要望したのは、森公使の上京途中、李鴻章が人を派し面倒を見たことへの感謝を表し、伊達、大久保両大臣のかわりに伝言するためだと訴えたが、実は李鴻章を通じて総理衙門に働きかけるためだったようである<sup>(14)</sup>。総理衙門との交渉は埒が明かず、李鴻章と会談することを選んだのである。日本側に朝鮮に至るまでの護照を発給することは交渉における清国の立場を非常に不利にするので、それをめぐる交渉が江華条約締結後までも長引いた<sup>(15)</sup>。

前述の総理衙門宛書簡以外に、1月13日森公使は大久保利通内務卿と寺島外務卿宛公文を送った。前述書簡を補足する資料として非常に重要なので、長文ながら、以下に記す。

(前略)又総理衙門ノグズグズ先生等トノ實際ニハ頗ル困却ヲ極候、但シ長生不死ノ宝ヲ東海ノ地震国ニ求ルヨリハ北京ノ公館ニ於テ長気不倦ノ楽ヲ得ルハ尚容易ナリ、是レ転輪身世ノ一得ニ候、殊ニ外魯英其他ノ諸公使皆親切ニシテ所益多ク内公館ノ諸官悉ク謹慎勉勵諸事意ノ如クナラサル無シ、

(14)『近代日鮮関係の研究』、545頁。田保橋氏の論断は推測にすぎないが、本稿の後述部分の分析から見れば、その論断は正しい。(本稿第3章、第1節を参照されたい)

(15)1月13日、森公使が岩倉、三條両大臣と外務卿輔宛書簡で、「我官員ヲ朝鮮ヘ陸行セシムル儀ハ清政府ニ於テ一煩難ノ事ト明知スル所ニ候ヘトモ、是ヲ題号ト為シ詰リ清政府ヨリ或ハ自ら飛脚ヲ發シ我書信ヲ朝鮮ニ在ル辦理大臣ヘ達セシムルノ地步ト為スヘキ積リニ候条」と述べ、朝鮮への陸行問題を利用して清国が朝鮮に働きかけるように仕向けた。(『新修森有礼全集』第3巻、99-101頁)この問題については、別稿に譲りたい。

是亦客中ノ一楽ニ候、季（李か一傍注筆者、以下同）鴻章ハ距京三十里程ノ保定府ト申ス其本鎮ノ処ニアリ、水溶ノ節ニ至リ天津へ出ルトノ事文章（祥か）ハ老病ニテ衙門ニ至ル甚々稀ニシテ両大臣共未タ面会ヲ遂ケス、衙門大臣中恭親王沈桂芬等トハ談數回屢時ヲ移セトモ未タ嘗テ快ヲ覚ル事無ク、其内或ハ吾外務卿ノ得手老練ナル鞞肉術ニ類スル応接ヲ為スアリテ此地駐到（ママ）ノ各国公使等皆不満ヲ抱ク尠カラス、或ハ是レ支那方今ノ外交ニハ恰適ノ良法タルヘシト雖還其為ニ各国ノ望ヲ失ヒ且其疎ヲ来タスヲ以テ後ノ大害ヲ醸ス必然ナリ（『新修森有礼全集』1巻：147-148）<sup>(16)</sup>

この書簡を見れば、森公使が総理衙門大臣ののんびり及び清国外交の在り方に閉口したことがうかがえる。イギリス留学経験を持ち、外務省ポストなど歴任した森公使が総理衙門の礼典一点張りで緩慢な対応を持って余すことも当然である。森公使を含む各国公使が不満を持つこともまた当然であった。さらに、この書簡が大久保と寺島外務卿二人宛に送付されたというのは、大久保が事前に総理衙門大臣文祥との面会及び李鴻章との交渉を森公使に勧めたためではないか<sup>(17)</sup>。おそらく、森公使は大久保の意見を踏まえたうえで、李鴻章を通じて総理衙門に働きかけることを図ったのであろう。結局、森公使は恭親王、沈桂芬など総理衙門大臣との交渉が不得要領に

終わり、李鴻章との会談を求めることになった。

## (2) 総理衙門と李鴻章との間の意思疎通

1月14日、総理衙門は森公使の書簡に接した翌日、森公使との交渉の模様を李鴻章に書簡で伝えた（『中日韓』2巻：268）。その書簡で森公使の李鴻章との会談の要望に言及したかどうか、書簡の目録しか残っておらず、推測できない。しかし、総理衙門は同日森公使宛書簡で、「李との会談の要望を李に伝達したが、朝鮮に勧告書簡を差し出すこと、朝鮮への護照を発行することはできない」と説明した（『中日韓』2巻：269）。

朝鮮が本質的に清国の属国たりうるかどうか、森公使が総理衙門と照会往復を繰り返した。森公使の働きかけに対して、1月17日総理衙門は森公使との往復文書を添付して交渉現状を説明したうえで、森公使の覚書などの文書を朝鮮に転送すべきであり、論旨が下ったら、直ちに関係文書を礼部に送り、礼部に朝鮮へ転送させるべき、と具申した（『中日韓』2巻：271）。同日、論旨が下るやいなや、総理衙門が礼部に森公使交渉関係書類を移し、礼部に迅速に朝鮮に転送するように伝えた（『中日韓』2巻：272）。1月19日礼部はそれを500里飛脚で朝鮮に差し出したが、4日後の23日はじめてそれを総理衙門に通知した。礼部の対応が緩慢だったといえよう。

(16) 『新修森有礼全集』第1巻、147-148頁、寺島外務卿宛公文案。2月15日付大久保利通と寺島外務卿は返信で「諸官吏之ぐずぐず然タルニハ足下ニシテ別而御困却之趣御察申候、尚謹慎忍耐力を以御勉強有之度候」、と森公使を激励した。（『新修森有礼全集』第3巻、255頁）

(17) （大久保内務卿）「又他の一面に於ては、出来得

べくんば清と平和を約して和議の成果を期するため、別に森有礼を天津に急行せしめ、明かに日本の決意を李鴻章に示し、以て李鴻章より朝鮮政府に和議修定を謀らしめたり」（『金玉均伝』上巻、慶応出版社、1944、57-8頁）という『金玉均伝』の記録によると、森公使に李鴻章と会談を行わせるように大久保利通が勧めたようである。

1月18日総理衙門は、森公使と会談を行うならば、朝鮮に関して森公使によく勧告せよ、と李鴻章に指示した（『中日韓』2巻：273）。1月20日総理衙門が再び李鴻章に「森公使との会談において、必ず彼に口実を与えることのないようにして、同公使によく勧告せよ」（森公使前住会晤、如接見議及朝鮮之事、望即留意開導、勿令有所藉口）（『中日韓』2巻：275）と方針を伝えた。同日森公使は総理衙門宛書簡で、「李鴻章が弁官を日本公使館に派した。『前日既に総署の書簡を落手したので、出発日時をお知らせいただいたうで、弁官の案内に従って、保定府に来てください』とその弁官が李鴻章の話を伝言した」（頃李大臣派員来京問云、前接総署函、知貴大臣欲来相見、已拱候矣。未識何日起身、即命該員領路至保定府）（『中日韓』2巻：274）と説明した。しかし、総理衙門が森公使の書簡に接し、その内容に驚いたようである。なぜかという、その弁官は総理衙門に行き森公使との接触を報告しなかったからである。といっても、総理衙門が20日即時森公使に書簡を差し出し、「李鴻章の承諾の書簡を得るまで待つように。その承諾の知らせを総署が代わりに伝達する」（頃李大臣有準見覆信、方可前往、当由本処轉為函達）（『中日韓』2巻：275）と指示した。翌21日、総理衙門が再度李鴻章に「森公使の書簡に接したが、保定からきた弁官が北京に滞在しており、今同公使が保定府に赴く予定である。しかし、その弁官が総署に報告に来なかった」（日本森使来信言及保定派員来接、現擬起行、該員並未来署等因）（『中日韓』2巻：276）と釈明を求めた。1月22日李鴻章の第一通目返書がようやく北京に届いた。ところが、北京から天津まで駅伝が2日

間かかるので、李鴻章が返信を発送した後、行違いで総理衙門の21日発書簡に接したようである。それゆえ、李鴻章の22日着書簡で「弁官が総署に来なかった」ことについて説明しなかったが、その後の25日着書簡でそれについて説明した（『中日韓』2巻：276-277）<sup>(18)</sup>。つまり、総理衙門の考えでは、森公使の保定府行前、李鴻章と森公使との接触をできるだけ避け、森公使への連絡を総理衙門が中心として統括するべく、中央政府の外交機関として一元的な外交を目指したわけである。この書簡の行違いの経緯から見れば、総理衙門ができる限り交渉の主導権を握るように図りながら、李鴻章と総理衙門との間に、森公使の保定府行をめぐる混乱が生じたわけである。にもかかわらず、22日着李鴻章書簡で述べられた李の総理衙門と足並みをそろえる方針をみると、総理衙門と李鴻章との間にさほど意見の齟齬が見られず、両者間に相当な暗黙の了承があったのではなからうか。

一方、李の22日着書簡が清国の対韓方針に大きな影響を及ぼしたことはいうまでもない。李鴻章が「日清修好条規を援用して、『属国を侵越すべからず』と日本を問いただしても、前もってとりなしを頼んだのに、中国が責任をもって管轄しようとしなからず、といわれては、その「侵越」もとがめがたく、どうやって制することができようか」（雖執修好条規責問日本不応侵越属国、而彼以閑説在先、中国推諉不管、亦難怪其侵越、又将何以制之）（『中日韓』

(18) 22日着書簡は『中日韓』、276-277頁。25日着書簡は『李鴻章全集』31冊、339頁。『李鴻章全集』に収録された書簡の日付が全部発送時であるが、『中日韓』に収録された李鴻章書簡の日付が到着日付である。両者に基本的には二日間のズレがある。



2巻：276-277；『李鴻章全集』31冊：336)<sup>(19)</sup>、と婉曲に総理衙門の交渉方針を批判した。1月17日総理衙門の上奏文に見られるように、総理衙門はもっぱら日清修好条規第一条を援用して森公使を論破しようとした（『清季外交史料』4巻：33-4）。総理衙門と森公使との交渉が行き詰るのも当然のことである<sup>(20)</sup>。李鴻章の総理衙門への提案では、表向きに朝鮮外交とかかわらないと見せかける一方、実際は朝鮮の外交政策に影響を及ぼすように工夫を凝らすべきだと述べた。打開策としては、総理衙門が主張をまげて朝鮮に書簡を送って了解してもらうほか、李鴻章も朝鮮執政李裕元との書簡のやりとりで外交を論じて朝鮮外交に影響を与える対策を講じた<sup>(21)</sup>。また、日本との紛争を起こそうとしないばかりか、直接江華島事件における日本の挑発行為に応じて朝鮮の取った行動に対する宗主国の実質的責任を負わずに、騒ぎをおさめよう

とする。さらに、朝鮮の外交政策に影響を及ぼす形で朝鮮にも宗主国の存在を認めてもらうために、明代から引き継がれ、従来支障なく進んできた宗属関係を確保し、属国に対する宗主権の存在の合理性を裏付けようとした。

李鴻章の提案に対して、総理衙門が22日即時李鴻章に返信を発送した。総理衙門は、とりあえず李の提案を保留して、李が森公使と会談の様態を報告してから、また方針を決めるべきだとした（『中日韓』2巻：279）。1月25日着書簡で、李鴻章が20日発総理衙門書簡に答えた。「該使（森公使）が二十八日保定に来て面晤すると約束した。（貴衙門が）数回にわたって書簡を通じて伝達した方針に準拠し、状況に応じて適切に同使を教え導く。要するに、双方の発言内容が一致するには及ばないが、彼に口実を与えることがないように主旨を同じくすべきである。前の書簡での秘密建言を絶対に森公使に漏らしてはいけませんが、ただこのことは藩属朝鮮の大局にかかわるので、斟酌して適切に対処してほしい」（該使約以二十八日至省接晤，当遵照迭次緘示節略大意，相機設法開導，要之彼此立言不必尽同，而其用意要歸于一致，決不令彼有所藉口。至前函密陳各節自不可透露於森使，惟知此事關係東藩大局，尚乞斟酌妥辦為幸）（『李鴻章全集』31冊：339）と、李鴻章が再び総署と歩調を合わせて、森公使に口実を与えることがないように交渉を進める方針を申し述べた。

(19) 『中日韓』、276-277頁；『李鴻章全集』31冊、336頁。「論倭派使入朝鮮」光緒元年十二月二十三日。日本語訳は岡本隆司『属国と自主のあいだ—近代清韓関係と東アジアの命運』（名古屋大学出版会、2004）、31-32頁を参照。

(20) 総理衙門と森公使との交渉ぶりが『清光緒朝中日交渉史料』巻一に収録される往復照会から見て取れる。（『清光緒朝中日交渉史料』1巻、4-7頁。添付照会一～七）

(21) 李裕元と李鴻章との直接文通は「清韓関係史上注目を要するもの」であり、「かくの如く半官的の性質を帯び、為に表面に現はれることは尠かったが、清がかかる外交方針を持する以上、国王・相臣・戚臣の開国論に非常に強い援助を与へ、間接に日韓関係の改善、又は其の文化輸入促進に好影響を与へたことは、疑ふべからざる事実である」と田保橋氏が評した。（『近代日韓関係の研究』、555頁、749-750頁）

### 3 李・森会談とその周辺

#### (1) 李・森会談の実現と森公使要望の真意

1月24日、李・森会談が漸く実現を見た<sup>(22)</sup>。6時間にわたる李・森会談と翌日の李鴻章の答礼訪問が日清関係史上重要な意味を持っている。李鴻章と談話の目的やそれに対する評価は2月3日森公使の三條太政大臣宛宛書簡からよく見て取れるので、それを以下のように抜粋する。

茲ニ李鴻章ハ原来日清条約ヲ取結ビ、方今内閣ノ首位ニ居リ、京外ニ威望ヲ振ヒ候人物ニ付、此人マテモ我政府ノ朝鮮ニ向ヒ、誠実好意ヲ以テ辦理

(22) 1月24、25日二回にわたる李・森会談は、近代日清、日韓関係史上に重要な意味を持っており、従来学者が注目しているところである。代表的な研究として、田保橋氏『近代日鮮関係の研究』(537-544)、石井氏『明治初期の日本と東アジア』(336-343)、高橋氏『江華条約と明治政府』(71-78)、岡本隆司氏『中国の誕生—東アジアの近代外交と国家形成』(名古屋大学出版会、2017、84-88)があげられる。田保橋氏は李・森会談を通じて森公使が清国の外交方針を諒解したと述べ、会談の重大な意義を指摘した。ただし、当時の資料公開状況では、清国側の会談記録しか利用できなかった。石井氏は日清両国の資料に基づいて交渉過程を詳しく分析した。高橋氏は具体的に李・森会談に論及せず、清国が積極的に日韓交渉に介入しようとしたと指摘した。岡本氏は日清両国の会談記録の出入に注目し、「邦」「土」「属国」など概念をめぐる日清両国の理解の相違を指摘した。しかし、先行研究は、李鴻章と総理衙門両者間のやりとり、意見の異同について、資料に基づいた実証的な分析を行わなかった。本稿は日清両国の資料をつきあわせて李鴻章と総理衙門両者間のやりとり及び意見の異同を検討し、清国の外交制度の問題に迫りたい。

スル所ヲ解セス、皆ト共ニ之ヲ不是ト看做ス時ハ、後來自然我国ノ害ト成ル事モ有ラント慮リ、且之ト語ラハ、或ハ得ル所モ可有之ト見込、去月二十日京城ヲ出、廿四日保定府エ着シ、即日面晤ヲ遂ケ、此日ハ彼ノ十二月廿八日歳暮ノ処、午後三時ヨリ九時迄及長談候、開話ノ始ハ我説ク所ノ朝鮮事情ヲ総署ヨリ疾ク同人エ通知セシ、由ニテ総理大臣ト同体ノ論意ニ有之、我話殆ト彼カ機ニ投セス、然レトモ我政府誠意ノ所在ヲ総理大臣実ニ未タ了解セス、清国自ラ朝鮮ヲシテ無限ノ不幸ニ陥ラシムルノ理堂々論破処、李鴻章終ニ明悟、総署ヨリ僅ニ所屬邦土不可侵越ノ句ヲ引テ答ヘシハ甚僉忽ニ覚候就テハ、自分モ当政府ノ事ニ於テ々々與聞候故、右事件ニ付屹度建言可致存意有之、因テ貴大臣ヨリ総署エ対シテ切迫ノ談判ハ暫時見合呉候様頼出候迄ニ至リ、歳寒ヲ冒シ彼地エ相運候甲斐ハ有之候得共、畢竟如何結落候哉、未タ料ル可ラス、尤同人ニテ斯迄吞込候上ハ、何程歎趣意ハ相立可申ト存候(『外交文書』9巻：168-169)

この書簡からみれば、森公使は、日清修好条規を結び、当時京外で威望を振るっていた李鴻章に大いに期待をかけ、李鴻章を通じて局面打開を図ったことがわかる。総理衙門との交渉が難航した以上は、非公式交渉ルートで、李鴻章から日本に有利な発言を得ようとした。これは森公使が李鴻章との面会を求める本意であろう。当然ながら、その意図は1月13日森公使の総理衙門宛宛書簡で述べた理由と明らかに異なっている。この書簡の最後に、森公使は「歳寒ヲ冒シ彼地エ相運候甲斐ハ有之」と述べ、李鴻章との会談の成果を収めたと報告した<sup>(23)</sup>。

(23) (李鴻章の態度)が「同じく日清修好条規を援用

## (2) 両国会談記録間の相違とその意味

1月28日着総理衙門宛書簡で李鴻章が森公使との会談を報告したが<sup>(24)</sup>、それは森公使の報告から見た会談の様相とだいぶ違っている。両者はいずれも当方が会談で有利な立場に立って相手を言い負かしたと述べた。しかし、両方の報告とも疑うべきところが少なくないし、真偽判断の根拠たる会談記録は日清両国の間に相当な違いが見られるため、容易に白黒をつけられない。この李・森会談は英語で通訳を通じて行われたが、英語から訳された記録として日清両国の間に相違があることも無理はない<sup>(25)</sup>。

しようとした総理衙門の態度と異なっているわけで、それがおそらく、森有礼の『怡悦ノ至』を導いたゆえんでもある」と岡本氏が指摘したが、この説は疑わしい。(岡本氏『中国の誕生—東アジアの近代外交と国家形成』、87頁) 国内宛報告で李鴻章が「総理大臣ト団体ノ論意ニ有之」と森公使が報告したように、実際の状況は別として、森公使の観察では、李鴻章・総理衙門の間に齟齬がなく、ただ李鴻章が日清修好条規第一款条文の曖昧さを認めただけにとどまっている。森公使が達成感を感じたのは、李鴻章が総理衙門に建言を申し入れると約束したからである。

(24) 『中日韓』、281-282頁。『李鴻章全集』31冊、349頁。後の論述において、2月3日森公使の三條太政大臣宛報告(『外交文書』9巻:168-169)、1月28日李鴻章の総理衙門宛報告(『李鴻章全集』31冊:349)及び日本側会談記録(『大日本外交文書』9巻:170-176) 清国会談記録(『中日韓』2巻:282-288)より引用して論じるが、それぞれ(森公使報告)(李鴻章報告)(日本会談記録)(清国会談記録)というように史料名のみ記して出典を一々書かないことにする。

(25) 双方の記録に出入がある理由に関して、「ひとつは二人の会談は、英語で行われたのであって、おそらく森が英語を用い、清朝側の委員がこれを通訳したのだろうが、その通訳が円滑にいかなかった、

森公使によれば、総理衙門が森公使との交渉ぶりを迅速に李鴻章と共有したことから、李鴻章の見解は総理衙門と変わりがなかった。そして、森公使は清国のやり方では朝鮮を苦境に陥らせることは想像に難くないと李鴻章を説得し<sup>(26)</sup>、李鴻章は総理衙門の「龔忽」を認めた(森公使報告)。しかし、森公使のこの話が果たして真実なのかどうか、検証すべきである。いわゆる総理衙門の「龔忽」はすなわちもっぱら日清修好条規第一条を援用して日本を制しようとするものであるが(森公使報告)、それは李鴻章が22日着総理衙門宛書簡で批判したことと合致している。それゆえ、ニュアンスの違いや程度の差こそあれ、総理衙門の過失を認めたと

という可能性がある。いまひとつは、双方がことさら自らに都合のよい記事を選んで、記録にとどめたことがあげられる」、おそらく後者が有力だろうと岡本隆司が指摘した。(岡本隆司『中国の誕生—東アジアの近代外交と国家形勢』、87頁) そのほかに、『長谷川精一「森有礼・李鴻章会談をめぐる考察—外務省史料と中国側史料の比較を通じて」(『相愛女子短期大学研究論集』50、2003)があり、この論文は前掲王元崇の論文と同じく史料紹介の程度にとどまり、具体的な分析を行わなかった。

(26) 李・森会談において、森公使が日本の朝鮮への要求を使節接待、難破船の救助などに限定し、つとめて小さくみせかけようとしたことは注目すべきである。(石井孝『明治初期の日本と東アジア』、339頁) さらに、森公使の品川出港後、日本政府が朝鮮への要求をつりあげ、通商という条件を加えたとはいえ、李・森会談の段階で森公使がそれを知らなかった。(高橋秀直「江華条約と明治政府」77-78頁) 森公使の朝鮮への要求が後述2月5日丁日昌宛李鴻章書簡の内容や『郭嵩燾日記』二月九日(1876年3月4日)条と一致しているから、朝鮮への要求を小さくみせかけることで李鴻章を説得した可能性がある。

いう李鴻章の発言はありうるし、森公使の言い方は論理的に問題がないと思われる。ただし、仮に李鴻章がそのような発言をしたとしても、急場凌ぎなのか、本音なのか、安易に判断できない。李鴻章は、「森公使が繰り返し総理衙門へ日本の平和的交渉の意向を伝達するよう頼んだが、やむなくその要望に答えた。とはいえ、本当に日本のかわりに朝鮮に勧告書を出すかどうか、全く貴衙門の判断次第である」（察其詞色、似頗心動、再三央求轉商鈞處、為之設法解勸。勢不得不帆隨湘轉、允為上達。究竟能否設法、亦是游詞宕筆、或冀有事緩則圓之時）（李鴻章報告）、と述べた。李鴻章のこの一文は実に意味深長でかなり解釈の余地を残したと思われる。要するに、朝鮮に書簡を送って秘密裏に朝鮮外交を指導する打開策を、李鴻章がすでに1月22日書簡で提示したが、総理衙門は森公使との会談の様態を報告するように李鴻章に指示し、そののちにまた朝鮮への書簡転送のことを決めるとした。それゆえ、李鴻章の立場としては、彼の提案に従うように再び総理衙門に迫るのは不都合である<sup>(27)</sup>。したがって、森公使との対応は全く急場凌ぎであり、いかに行動するかは総理衙門の判断次第である、と李鴻章が婉曲に意見を述べた。上述したことを考えると、森公使の報告に見られる李鴻章が総理衙門の「龐忽」を認めた記録が信頼しうると思われる。

さらに、中国側会談記録によると、森公使の「貴我条約中ニ一方ヨリ他方ノ封土ヲ侵掠ス

ルヲ禁スルノ一款アリト雖トモ其封土ノ限界ヲ確定セス」（『外交文書』9巻：173）という指摘に対して、李鴻章は日清修好条規第一款に見られる「邦土」の字義が属国朝鮮をも包含するとし、従って清国は清国本土のみならず、朝鮮領土の保全をも確保する決心があると説明した（清国会談記録）。そのうえ、李鴻章も「邦土」の字義が曖昧で、意義を明確させるため、補足する必要を認めた。これは李鴻章の森公使に対する譲歩であり、非常に重要な意味を持っている。日本側会談記録にはこの説明が見られないとはいえ、それが決して清国側に有利な説明ではないので、李鴻章がこのような架空の事実を作り上げるはずがない。これはおそらく事実であろう。要するに、李鴻章が日清修好条規第一款そのものの欠陥を認めたわけである。したがって、総理衙門の日清修好条規第一款ばかり援用して交渉にあたる姿勢に対し、李鴻章が批判的な態度をとることがありうる。さらに、李鴻章のこの説明は森公使報告に見られるいわゆる総理衙門の「龐忽」を認めたことと表裏一体をなすものである。

森公使の報告はかなり信憑性があるとはいうものの、彼が会談内容のすべてをもらすことなく報告したとは思えない。例えば、中国側会談記録に見られるような、森公使が日本の台湾出兵について、他人の言説に乗せられた日本には過ちがないとはいえない、と認めたことのほか、「高麗」を占領したとしても何の利益があるのか、とつぶやいたことなどは、森公使報告には見当たらない（清国会談記録）。李鴻章が総理衙門宛書簡で特にそのようなところを際立たせて報告した。ただし、その前提として、「今回の会談は、中堂との親友同士の個人的な

(27) 1月25日着李鴻章の総理衙門宛書簡は22日発総理衙門の李宛書簡の到着前に発したようであるから、再び22日着書簡で建言したことを総理衙門に斟酌して裁定を下すようにのべた。（『李鴻章全集』31冊、339頁；『中日韓』、280頁）

付き合いであり、日清間の公式的会談として扱わなくてもいい」(此次算是森某与李某好朋友, 説話不作日本欽差議事可也) (『李鴻章全集』31冊: 349) という森公使の発言を考えると、李・森会談は実に非公式交渉として捉えるべきであり、両国の会談記録も森公使と総理衙門との会談のように相互にチェックしていない<sup>(28)</sup>。両国間の会談記録の相違もそういう背景を考慮に入れて考察しなければならない。おそらく、両国の会談記録ともかなり信頼しうるものであるが、当事者に不利なことを省略したと思われる。一方の省略された部分がもう一方の記録に変形された形で隠されていると言ってもいい。

一方、江華島事件をめぐる森公使、李鴻章および総理衙門三者間の関係を考えなければならない。1876年1月10日森公使と総理衙門の初回会談が行われた後、森公使は総理衙門の煮え切らない態度に閉口し、清国を通じて朝鮮に働きかける期待がはずれたことに気づいたが、1月13日李鴻章と会談の要望を総理衙門に伝えた。翌14日、総理衙門が森公使との交渉状況を書簡で李鴻章と共有した。それは李鴻章と総理衙門との間での、森公使との交渉に関する初回の情報共有である。1月24日、森公使が北京から下って保定府で李鴻章と会談を行うまで、森公使と総理衙門の間に、清韓宗属関係の実質と清国の朝鮮に対する責任について、照会の形で

激しい議論が展開され、李・森会談以後もつづいていた。前述したように、李鴻章の建言が直に採用されず、森公使と総理衙門との公式的交渉は一貫して礼典を中心にした宗属関係と国際法上の宗属関係の対立で決着がつかなかった。

つまり、森公使は、李鴻章の態度が総理衙門と相違していることを想定して利用しようとし、かつ李鴻章を通じて総理衙門に働きかけて朝鮮に開国の勧告を行うように仕向けた。しかし、森公使がその行動に出ることを防ぐべく、総理衙門と李鴻章との間に意思疎通がかなりなされたから、それほど大きな意見の相違はなかった。にもかかわらず、総理衙門の交渉方針と李鴻章のそれとは必ずしも一致しているわけではなかった。李・森会談の日清両国の記録の相違、特に李鴻章が報告の中で彼自身に不都合なところを隠したということは、李鴻章と総理衙門両者間の対外方針の不一致につながる問題だと思われる。外交交渉過程で、中央政府の外政機関としての総理衙門と地方大官が平行に外交を行う外交の二重性問題が浮き彫りになった。清国外交体制の潜在的問題をめぐる攻防戦が日清間で展開されたわけである。

## 4 日清交渉の落着

### (1) 森公使の帰京と日清交渉の収束

1月31日森公使が総理衙門の斡旋で李鴻章と面会できたと述べ、総理衙門に感謝の意を示した(『中日韓』2巻: 292)。2月10日森公使は三條太政大臣等宛書簡で、李鴻章と会談後二週間が経ったが、「李鴻章建言ノ模様未タ端倪ヲ得ス」とあせり、別事にかこつけて鄭書記官を総理衙門に遣わして周家楣との面会を機に、清国

(28) 1月10日森公使・総理衙門会談記録については、日清両国ともに会談記録を作成したが、日本側記録の漢文訳が総理衙門に送られ、総理衙門がそれをチェックしてから異議のあるところを附札で表記し、日本側に返送した。(総理衙門総弁周家楣の頼川、竹添宛書簡、『大日本外交文書』第9巻、151頁)

の内情を探訪させた（『外交文書』9巻：180）。その時、周家楣は以下のように説明した。以前フランス、アメリカが清国を通じて朝鮮に働きかけるように図り、我が国は朝鮮の内政に関与せずとして断わった前例がある。今回森公使の要望が好意的で両国のためになることを了解したとはいえ、各国交渉の事理はすべて一律に帰すべきであり、王大臣は照会でそうせざるを得なかった。さらに、李鴻章の建言については、

然ルニ此程李中堂ヨリ森公使ノ報告ハ日本政府ノ意誠ニ出テタルヲ、我国ハ只朝鮮ノ自主ニ任セテ関与セスト云フ、其宜キ所ニ非ス、故ニ我政府ハ森公使ヨリ報告ノ節略書ヲ以テ朝鮮国王ヲ示諭セラルルヲ是トスル旨ヲ建言セラレタリ、是ハ我王大臣ノ所見ト符節ヲ合スルカ如ク、我衙門ニテハ始ヨリ森大臣ノ好意ヲ理會シタル故、疾クヨリ其節略書ヲ抄シ、礼部衙門ヘ廻シテ朝鮮国王エ行知致シ有之、併シ前各国トノ交渉振トモ一律ナラス、我政府内々意ヲ尽ス迄ノ儀ニテ、日来敢テ發言セス、即今森大臣エ再応ノ照覆ニ可及モ何分此意ヲ公文ニ明言スル能ハス、我王大臣殆ト心痛ナリ、因テ公文中ニ言ヒ及ハサル所ハ幸ニ貴下ヨリ此意ヲ以テ森大臣ヘ辯解シ給シ事ヲ希フト（『外交文書』9巻：180-181）

と説明した。この説明を見ると、周家楣が総理衙門の代弁者としてその内意を受けて日本側に伝えたのみならず、総理衙門が事前に日本側の出方を予想し、李鴻章の建言をもとにして対策を講じた上で、それを日本側に伝えたのではなかろうか。表面的には、フランスやアメリカの朝鮮との交渉の前例に鑑みて、朝鮮国に勧告文を送っても、それを日本への公文で公にすることができず、総理衙門王大臣も心痛

であり、森公使に理解してほしいという建前を取ったが、実はひそかに朝鮮に公文を送付して朝鮮外交に影響を与えていた。1871年7月、アメリカが中国に朝鮮への勧告文を送ることを依頼し、総理衙門が弁解して断わった経緯と共通する部分があるわけである<sup>(29)</sup>。すなわち、一種の外交上の駆け引きである。総理衙門のこの駆け引きは、李鴻章が提示した打開策をもとにしたものであり、便宜的説明をもって森公使に諒解してもらおう方策である。一歩進めていけば、日清交渉がこのような方向で収まるということは、清末外交の二重性という条件のもとにしか成り立たないと思われる。

一方、森公使は総理衙門との交渉が難航するたびに、鄭書記官に総理衙門総弁周家楣を通じて中国側の意向を探らせる。周家楣は日清交渉においてどのように位置付けられるべきだろうか。総理衙門の総弁は庶務、経理、文書作成、外国使節との交渉の陪席などを職務とする<sup>(30)</sup>。周家楣が当時の軍機大臣文祥に重んじられ、何回も文祥の代わりに上奏文を作成した。開明的官人として対外交渉にも参画し、尽力した<sup>(31)</sup>。日清交渉において、日本側の探聞に際して、周家楣が総理衙門大臣の代弁者として日本側に意思を伝達する非公式チャンネルとして機能した。

話を戻すと、周家楣のこの説明を受けて、森公使は清国の「尤我節略書ヲ朝鮮国王エ示諭セ

(29) 『籌辦夷務始末』同治朝第9冊、3,392-3,393頁アメリカ公使照会；3,396頁奕訢上奏文；奕訢等又奏分析美国朝鮮争執及借中国為詞片。『中日韓』、261頁二月十五日致法国熱福理函。

(30) 光緒二十五年『欽定大清會典』99卷、総理衙門。

(31) 『清史稿』442卷、12,430-12,433頁。『期不負齋全集』政書、37-41丁。

シ云々ハ十二七八分李鴻章ノ建言後ニ取計候儀」(『外交文書』9巻:181, 183)<sup>(32)</sup>というように李鴻章の影響によって総理衙門の方針転換がなされたと受け止めた。2月5日李鴻章は親友の丁日昌宛書簡で「森公使と総理衙門との交渉が決裂寸前であり、除夜前保定に来たが、中国に調停を依頼して朝鮮に日本使節を受け入れさせれば、戦争を避けることができる。鴻章がやや説明を加えたが、総理衙門が既に礼部を通じて朝鮮に文を移すように上奏したという。朝鮮が果たして悟るかどうか、未だに見当がついていない」と、自分の建言が認められたと言った(『李鴻章全集』31冊:352-353頁)。ただし、李鴻章の建言に相当するものは李・森会谈前の1月22日書簡で述べたことであり、総理衙門の方針転換を意味する前述周家楣の説明が2月10日でなされたことを考えると、総理衙門の態度の転換は李鴻章の建言と李・森会谈両方が働いた結果だと思われる。

2月7日の照会で中国が朝鮮の代わりに責任を負うことができない場合、日韓間の交渉は中国と関係がないと森公使が非難したことに対して、2月12日総理衙門は森公使に照会を送り、李鴻章の日清修好条規第一条「所属邦土」についての解釈を援用し、朝鮮の中国の属国としての実を説明して中国の朝鮮に対する責任を弁明した(『中日韓』2巻:295)。一方、森公使はこれ以上形式的属国論を繰り返す必要を認めなかった。殊に黒田清隆全権大臣が既に江華府に進入し

て、朝鮮全権との直接交渉を開始したことも予想せられるので、2月14日森公使は総理衙門宛照会を送致し、総理衙門の説明を属国に対する責任を取ることと受け止め、自身の期待と一致すると納得した(『中日韓』2巻:296; 田保橋潔1973:536)。総理衙門の照会に接し、2月17日森公使が寺島外務卿宛に書簡を出して、交渉の進展を説明した。寺島外務卿宛書簡で森公使は、李鴻章が建言を申し入れた末、総理衙門が日本の覚書を朝鮮に送ったという周家楣の説明を再び取り上げた。かつ2月12日総理衙門の照会で述べられた「本大臣早籌酌辨以期彼此相安」(『中日韓』2巻:295)<sup>(33)</sup>の基調が周の説明と一致し、森公使は納得した。朝鮮事務に対する清国の影響が日韓交渉を和平に収拾させる一助となることを期待し、日清談判が一段落ついた、と森公使は報告した(『外交文書』9巻:183)。

3月12日森公使より既に朝鮮と条約を締結

(33) この総理衙門の説明に関して、石井氏が「中国が日朝紛争の平和的解決に尽力しようとする意図を表明したものであるが、そのいうところはきわめて抽象的で、日朝交渉に事実上、介入しないことを暗示している」と解釈した。(石井孝『明治初期の日本と東アジア』、342-343頁) 氏の説に対して、高橋氏が無理な史料解釈だと不同意を唱えた。(高橋秀直「江華条約と明治政府」注63) 王氏、権氏の研究によると、総理衙門の朝鮮宛第一回諮文で開国勧告の類の文言が見られないし、第二回諮文が条約締結後に到着した。しかし、清国は李裕元及び当時朝鮮に赴いた清国冊封使を通じて日韓交渉に影響を及ぼした可能性があり、表面的に日韓交渉に直接に介入しなかったと言っても、朝鮮の外交政策にまったく影響を与えなかったとは言えない。(王如絵「江華条約と清政府」『歴史研究』1, 1997・権赫秀「江華条約と清政府関係問題新論—兼与王如絵先生商榷」『史学集刊』4, 2007)

(32) なお、「李鴻章は総理衙門に朝鮮を動かして温和であるよう助言することを森に約した」ことを2月3日ウェードが本国に報告した。(F.O.17.719, Wade's No.45, 3 Feb. 1876) (石井孝『明治初期の日本と東アジア』、342頁)

し、全権大臣が帰国したという情報が総理衙門に到着した（『中日韓』2巻：303）。この時点では日韓締約の事実は明らかになっていたが、清国にとって条約内容が依然として不明である。4月17日森公使が総理衙門に日韓修好条規文面を送呈した。その第一款では「朝鮮国係自主之邦」と規定した（『中日韓』2巻：303-316）。それに対して、総理衙門は何の弁明もしなかった。4月28日李鴻章が総理衙門宛書簡で、同月24日森公使と天津で面会した時、日韓条約の文面を見たので、条約漢文原稿を貴衙門に送呈すると報告した（『中日韓』2巻：320）<sup>(34)</sup>。李鴻章のこの書簡から見ると、17日森公使が総理衙門に日韓修好条規文面を送付した後、総理衙門がそれを李鴻章に公文で通知しなかったので、李鴻章は総理衙門がまだ日韓条約に接したことがないと考え、再び日韓修好条規を総理衙門に送ったといえる。4月29日、総理衙門は日韓修好条規の締結を上奏した（『中日韓』2巻：320-321）。5月30日礼部が日韓交渉における中国の斡旋に対する謝意を示した朝鮮国王の諮覆を上奏し、翌日上奏文を総理衙門に伝達した（『中日韓』2巻：321-322）。ここで、江華島事件をめぐる日清交渉はほぼ一段落がついた。

要するに、総理衙門の方針転換は李鴻章の建言によると森公使が受け止めたが、李・森会談後森公使が期待する建言を李鴻章はしなかった。そもそも、李・森会談以前、李鴻章が総理衙門に建言を申し入れたことがあり、総理衙門の方針転換はそれが働いたと思われる。森公使の期待と李鴻章の実際の行動とのズレをどのように

考えるべきであろうか。一方では、それは、北洋大臣としての李鴻章と総理衙門がいずれも皇帝に直属するとはいえ、総理衙門に対して李鴻章が比較的弱い立場に立っているから、私案に従うことを繰り返し総理衙門に迫ることが不都合であるということにかかわっている。他方、清国外交体制の二重性のもとに、地方大官としての李鴻章が森公使との約束を実際に行動に移したかどうかは別として、総理衙門と森公使との緊張を緩和し、緩衝地帯としての役割を李鴻章が果たしたといえる。さらにいえば、外交交渉過程において清国外交の二重性がある意味では有利な条件として日本側に利用されたといえよう。

## (2) 日記から見た江華島事件及び中央政府の対外認識

日本側より日韓条約締結の通告を受ける前、兵部侍郎兼総理衙門大臣郭嵩燾が日記で光緒二年二月九日（1876年3月4日）召見<sup>(35)</sup>の様子、西太后との対談を記した（『郭嵩燾日記』3巻：14-15）<sup>(36)</sup>。それは清朝中央政府の対外認識を示す記録として留意すべきである。召見においては総理衙門のあたっている外交問題をめぐる問答が行われた。郭嵩燾が理をもって外国に接

(35) 当時の政策決定過程において、皇太后の考えと臣下側のそれとを調整する主な手段として、皇太后に口頭で具申する召見、上奏文の提出、廷臣会議の三つがあると大坪慶之が指摘した。（大坪慶之「イリ問題にみる清朝中央の政策決定過程と総理衙門」『東洋史研究』70(3), 2011）中央政府の政策決定、対外認識などの面では、この召見の意味に注意すべきである。

(36) 『郭嵩燾日記』（湖南人民出版社、1982）、第3巻、14-15頁。召見についての叙述を日記によって論じるが、一々出典を明記しない。

(34) 『中日韓』、320頁。この書簡は『李鴻章全集』に未収録である。



し、理をもって外国を従わせるべきであり、対外問題に適切に対処する必要を力説したほか、江華島事件についても問答を交わした。

日本と「高麗」との様子が如何か、という西太后の問いに対して、総税務司ハート（Sir Robert Hart）から聞いた話によると、日本は開拓使黒田清隆を派し、松花江を經由して「高麗」に至ったが、日本使節が「高麗」に入り、「高麗」が使節を受け入れることを拒否し、未だに動静がなかった、と郭嵩燾が答えた。西太后が対策を聞いたが、郭嵩燾は、「臣等が日本公使に高麗が通商を好まないから、無理を強いてはいけないと言った。李鴻章もこのように反駁した。彼（森公使）は、通商を求めないが、ただ使節を受け入れることを求めるに過ぎない。しかし、高麗が意地になって使節を受け入れない」（臣等曾与日本公使言：高麗不願通商，不応去找他。李鴻章亦如此駁斥他。渠言不求通商，但求使臣到高麗時一加接待。高麗却是負氣不相接待）と答えた。

さらに、西太后が日本公使の名前を聞き、郭嵩燾は森有礼だと答えた。森公使が非常に狡猾だったかという西太后の問いに対して、「ウェードは気が短く、剛をもって勝るが、森有礼は柔をもって勝る。彼らは残忍でかたくなな性格であり、事ごとに成を期することは共通する」（威妥瑪性情暴急，以剛勝；森有礼以柔勝。其堅強狠忍，遇事必要于成却是相同）<sup>(37)</sup>、と郭嵩燾が応答した。「外国が第一等の悪者を中国に派してわめく」（他們系箇第一等壞人來中國作哄）と西太后が外国に対する嫌悪をあからさまにし

た。「日本は昔から強情を張り、近来もっばら西洋を師として模倣しており、その意は併呑にあるが、おそらく高麗はそれを阻止できないだろう」（日本向來負強，近來專意學西法，意在兼併，高麗兵力恐不能敵），と郭嵩燾が答えた。続いて、当時病中だった文祥について問答した。彼は中央政府の対外交渉における指導的な人物であるが、病気に悩まされることに対して西太后が同情を寄せた。

この召見から見れば、中央政府は江華島事件に対して強い関心を抱いていたことがわかる。しかし、中央政府において郭嵩燾のような少数の開明的官僚以外、外国や外国使節に対して、退嬰的な態度をとっていた。西太后の話からも、彼女自身の外国や外国使節に対する警戒心や無理解さのほどがうかがえる。一方、李鴻章は中央政府のように伝統的観念にこだわらず、因循にとらわれていないので、外交問題に柔軟な姿勢をとりうる（坂野正高 1973：323）。したがって、森公使はさることながら、ほかの外国使節も中央政府より李鴻章を相手にしたがる傾向がみられる。中央政府と李鴻章両者間の対外認識など思想上の差異<sup>(38)</sup>は清末外交の二重性の成立基盤の一つとして取り上げられよう。

## 結びにかえて

以上のように、江華島事件勃発後、日露連携の風聞に対する清国の対応、日本政府の交渉方針と森公使の渡清、李・森会談の成立過程及び日清両国会談記録間の相違などの問題を取り上

(37)『翁同龢日記』の中に、森有礼が静穏であり、無口（有静気，未嘗多言）だと評した。（陳義傑編『翁同龢日記』第3冊（中華書局，1993），1,183頁）

(38) 中央政府と地方官僚間の思想上の差異はさらなる研究を要する問題であるが、本稿ではそれに深く立ち入らない。

げて日清交渉過程をたどりながら、清末外交の二重性という制度問題に絡めて江華島事件をめぐる日清交渉を跡づけてきた。その外交過程をまとめながら、清末の外交形態を検討しよう。

第一に、清朝中央政府の外政機関としての総理衙門、朝貢国を専管する礼部、開明な地方官僚としての南北洋大臣及び朝鮮と陸続きの地方長官がいずれも日清交渉にある程度関与した<sup>(39)</sup>。なかんずく、直隸総督兼北洋大臣李鴻章が果たした役割が大きかった。李鴻章の建言が日清交渉の最初段階で既に解決案を提示し、結果的に李鴻章の提案通りに展開してはいたが、最初は総理衙門が李鴻章の提案を棚上げにして、快諾しなかった。つまり、最終的に李鴻章の建言が日清交渉に決定的な影響を及ぼしたとはいえ、実質上総理衙門が最終決定権を握っている。朝鮮に対する実質的な宗主国としての責任を負うと主張したのも総理衙門の照会である。李鴻章と森公使との交渉が非公式チャンネルとして機能したにすぎない。

しかし、江華島事件をめぐる日清交渉において、総理衙門が制度上外政機関として定められているが、なぜ北洋大臣の李鴻章が総理衙門、礼部、南洋大臣及び盛京將軍などより政策決定に影響を与えられるという構図が見られるのか。それは、李鴻章が現実に権力をもち責任のある地位についており、儒教の伝統観念を表現する古い官人の「清議」と比べると、現実的

な行動傾向、ないしは便宜主義的な行動傾向があるからなのではなかろうか（坂野正高 1973：323；石井孝 1982：341）。さらに、対外認識に関して、李鴻章がより進んだ面があることを看過してはならない。

さらに、日清交渉において李鴻章と総理衙門との関係をいかに評価すべきなのか。両者は足並みを揃えて口裏を合わせると約束して森公使に応じることが非常に目立っている。北京天津間の地理的隔たりがある程度障害になったと言っても、両者が各自の交渉に関する情報を共有し、意思疎通がかなり行われたことがそのデメリットを軽減したと思われる。とはいうものの、李鴻章と情報を共有した上で、森公使に口実を与えることがないように繰り返し李鴻章に注意したことから見れば、総理衙門の慎重ぶりが逆に中央・地方の二重外交体制の潜在的な欠陥をにおわせたと言ってもいい。しかし、日清交渉に即していえば、総理衙門と北洋大臣李鴻章との間で、非常に緊密に連絡を取りながら、交渉を行ったことが見て取れる。この時、清末外交の二重性は大きな障害とならなかった。

ところが、李鴻章と総理衙門は朝鮮政策に関してはずしも一致しているわけではない。1875年12月5日李鴻章は日本側が日韓交渉に対して中国に調停をしてほしいことをアメリカ副領事から伝え聞き、総理衙門に報告したが、1876年1月21日彼の兄李瀚章宛書簡で、「日本公使森有礼が朝鮮問題のため保定府に赴き、二十八日到着する予定である。しかし、総理衙門が調停を認めなかったから、弟（李鴻章）も放置する」（日本森公使為高麗事来保、二十八日可到。総署已不允調処、弟亦不問）と不満をもらした。さらに、マーガリー事件における総

(39) 盛京將軍が総理衙門の依頼によって、日本人清韓間陸行章程を起案した以外、吉林將軍、黒龍江將軍、南洋大臣の役割は日清交渉において総理衙門との情報共有の程度にとどまり、取り立てて言うほど重要な役割を果たしていないといえよう。（『中日韓』、309-310、319、323頁）

理衙門の無気力な対応を批判し、「近来総署が公務をもっぱらごまかして、方針がなかなか一定しない。文祥が病気でぼけているようであり、頑固で独りよがりになった。沈桂芬も判断力に乏しい。郭高燾が駆け引きに長けず、ややもすれば無遠慮に意見を申し入れる」（総署近日辨事一味敷衍、精神多不聯貫。由於文相病中顛倒、剛腹（ママ）自是；経翁又無識力；筠仙機變過短、遇事動出意見）<sup>(40)</sup>と不満を言った。総理衙門が日韓交渉に対する調停を認めなかったことが李鴻章の不満の一因である。そこから李鴻章と総理衙門との方針の隔たりがうかがえる。

この経緯からいえば、李鴻章の影響力を過大評価してはいけない。同時に李鴻章と李瀚章兄弟が担当していたマーガリー事件交渉は別として、江華島事件交渉に限って李鴻章の役割を見ると、当時の外交の中心が北京から天津に移ったという結論には至らないと思われる<sup>(41)</sup>。総理衙門と李鴻章の間における意見の齟齬を見逃してはいけない。

第二に、日本側がどのように清国の二重外交体制をとらえたかという問題がある。総理衙門との交渉が形式的な属国論が繰り返されることで暗礁に乗り上げたとき、「森公使が李鴻章との会見を求めた。森公使自身も総理衙門との意

見対立に苦しみ、李鴻章の関与によって、総理衙門の空気が好転することを期待したと思われる」（田保橋潔 1973：537）。森公使が清国外交の二重性を強く意識したうえで、この手立てを講じたのではないか。しかし、森公使が北京と一五〇キロぐらい離れた天津に駐在している李鴻章と交渉することは、総理衙門と李鴻章両者の間に意見の齟齬がある場合、それが日本に利用されたら、清国にとっては大変不利益である。無論、総理衙門がそのことを憂慮し、迅速に森公使との交渉に関する文書を李鴻章に送って情報を共有するほか、口裏を合わせるように度々李鴻章に注意した。一方、森公使は李鴻章と会談した後、李鴻章と総理衙門とは全く同意見だと言って落胆ぶりをにじませた。つまり、清国外交の二重性という潜在的問題をめぐる日清両国間の攻防戦が森公使と李鴻章との会談の成立過程から見られるのである。

[投稿受理日2017.5.31／掲載決定日2018.5.30]

## 引用文献

### 論文

#### 日本語論文

- 大坪慶之（2011）「イリ問題にみる清朝中央の政策決定過程と総理衙門」『東洋史研究』70（3）459-488
- 荻恵里子（2014）「甲申政変の收拾と清朝外政一日清交渉における総理衙門と北洋大臣李鴻章」『東洋学報』96（3）55-83
- 荻恵里子（2016）「北洋大臣の成立—1860年代の総理衙門と地方大官」村上衛編『近現代中国における社会経済制度の再編』京都大学人文科学研究所 195-213
- 鈴木淳（2002）「『雲揚』艦長井上良馨の明治八年九月二十九日付け江華島事件報告書」『史学雑誌』111（12）63-73
- 高橋秀直（1998）「江華条約と明治政府」『京都大学文学部研究紀要』37 45-110
- 中島昭三（1970）「江華島事件」『国学院法学』8（3）324-356

(40) 『李鴻章全集』31冊、337-379頁。

(41) 李鴻章の直隸總督兼北洋大臣就任後、総理衙門の外交における影響力が低下し、天津の外交上の影響力が次第に増大したことは従来の研究で通説となっている。（陳体強『中国外交行政』商務印書館、1943、35頁、前掲川島真『中国近代外交の形成』、84-85頁）しかし、李鴻章の外交における影響力は果たして従来の研究の言うように総理衙門に取って代わるほど強いのだろうか。本稿はこの問題に対する初歩的な試みである。

- 長谷川精一 (2003) 「森有礼・李鴻章会談をめぐる考察—外務省史料と中国側史料の比較を通じて」『相愛女子短期大学研究論集』50 1-21
- 坂野正高 (1949) 「外交交渉における清末官人の行動様式 (一)」『国際法外交雑誌』48 (4) 18-56
- 坂野正高 (1952) 「『総理衙門』設立の背景 (一)」『国際法外交雑誌』51 (4) 360-402
- 広瀬靖子 (1968) 「江華島事件の周辺」『季刊国際政治』37 23-40

#### 中国語論文

- 高偉濃 (1987) 「中日關於江華島事件的交渉兩個問題淺談」『朝鮮歴史論叢 (一)』延邊大学出版社 212-225
- 權赫秀 (2007) 「江華条約と清政府關係問題新論—兼与王如絵先生商榷」『史学集刊』4 20-39
- 王爾敏 (1960) 「南北洋大臣之建置及其權力之擴張」『大陸雜誌』第20卷5期 152-159
- 王如絵 (1997) 「江華条約と清政府」『歴史研究』1 84-91
- 王如絵 (2011) 「再論江華条約と清政府—兼答權赫秀先生」『東岳論叢』32 (6) 60-66
- 張天恩 (2016) 「由日本對清外交看晚清外交二重性—以1885年天津条約事前交渉为中心」『浙江外国語学院学报』3 57-65

#### 日本語著書

- 石井孝 (1982) 『明治初期の日本と東アジア』有隣堂
- 岡本隆司 (2004) 『属国と自主のあいだ—近代清韓關係と東アジアの命運』名古屋大学出版会
- 岡本隆司 (2017) 『中国の誕生—東アジアの近代外交と国家形成』名古屋大学出版会
- 川島真 (2004) 『中国近代外交の形成』名古屋大学出版会
- 古筠記念会編 (1944) 『金玉均伝』慶応出版社
- 田保橋潔 (1973) 『近代日鮮關係史の研究』原書房
- 坂野正高 (1973) 『近代中国政治外交史—ヴェスコ・ダ・ガマから五四運動まで』東京大学出版会
- 彭沢周 (1969) 『明治初期日韓清關係の研究』塙書房
- 臨時台湾旧慣調査会 (1972) 『清国行政法』汲古書院

#### 中国語著書

- 錢実甫 (1959) 『清代的外交機關』三聯書店
- 呉福環 (1995) 『清季総理衙門研究 (1861-1901)』新疆大学出版社

疆大学出版社

#### 参考史料

- 外務省編 (1940) 『大日本外交文書』第9巻, 日本国際協会
- 上沼八郎等編 (1997-1998) 『新修森有礼全集』文宣堂書店
- 対韓政策關係雜纂/明治八年朝鮮江華島事件/森全権公使渡清關係/外務省外交史料館  
請求番号: 1-1-2-3-6-2
- 陳義傑編 (1993) 『翁同龢日記』第3冊, 中華書局
- 湖南人民出版社編 (1982) 『郭嵩燾日記』第3巻, 湖南人民出版社
- 李書源整理 (2008) 『籌辦夷務始末』(同治朝) 中華書局
- 故宮博物院編 (1932) 『光緒朝中日交渉史料』故宮博物院
- 郭廷以等編 (1972) 『清季中日韓關係史料』中央研究院近代史研究所
- 顧廷龍等編 (2008) 『李鴻章全集』安徽教育出版社
- 王彥威輯 (1987) 『清季外交史料』書目文獻出版社
- Kenneth Bourne and D. Cameron Watt. (1989) *British Documents on Foreign Affairs — Reports and Papers from the Foreign Office Confidential Print. Part I.* University Publication of America.